

試験施行細則

1. 試験場においては所定の席に着席しなければならない。
2. 学生証を机上の指定された位置におくことを原則とする。また、学生証を忘れた場合は学務課で受験許可の手続をしなければならない。
3. 試験開始前、筆記用具以外の参考書、ノート類はすべて所定の場所におかなければならない。
4. 遅刻者は原則として受験させない。ただし、やむをえぬ理由で遅刻した者は監督者が許可した場合に限り、試験開始後20分以内ならば受験させることがある。
5. 試験開始後25分以内、および試験終了前5分以内の退場は認めない。
6. 試験中に退場する者は、解答用紙を監督者に直接手渡しして退場すること。
7. 試験終了の合図と同時に、解答用紙を裏返しにして机上に置き解答用紙を回収しおわるまで席を立たないこと。なお、これに従わない場合には不正行為とみなされることがあるので特に注意すること。また、解答用紙を提出しない場合は0点とする。
8. 不正行為または同行為とみなされるような行為のあった場合は下記の通り処分する。
 - 1) 上記の行為を行った者に対しては、各学部教授(総)会の定めるところに従ってその試験または科目の成績を定める。
 - 2) 学部長(第1学年においては富士吉田教育部長)は当該者に対し、保護者同席のもとに厳重なる戒告を行い、誓約書を提出せしめる。
 - 3) 誓約に反し、再度上記の行為を行った者に対しては、各学部教授(総)会の議を経て停学または退学の処分を行う。
9. その他、試験場では監督者の指示に従うこと。

補則 8.1) に対する各学部教授(総)会の規定

医学部：その試験の成績を0点とする。

歯学部：その試験の成績を0点とする。

薬学部：その試験の成績を0点とする。

保健医療学部：その科目の得点を0点とする。

富士吉田教育部：その科目の得点を0点とする。(第1学年のみ)

薬学部試験施行細則

1. 定期試験についてやむをえぬ理由で欠席をする場合は、試験開始前に必ず学務課に連絡をし、原則診断書等欠席の理由が客観的に分かるものを提出すること。
2. 原則として、連絡および診断書等提出が無い場合はその試験の成績を0点とする。
3. 共用試験において不正行為または同行為とみなされるような行為のあった場合は、その試験の成績を0点すると共に薬学部教授総会の議を経て処分を行う。